◎調達機関番号　597　◎所在地番号　27
○第 08815 号（№08815）
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター全面建替等整備工事基本設計・実施設計・工事監理業務委託
⑶　業務内容　基本設計、実施設計、工事監理業務の全部(建築・設備・外構その他を含む)
⑷　履行期限　履行期限は以下のとおり予定している。
平成31年３月29日
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
2　参加資格
⑴　平成15年度以降（次の①一、②に関しては設計業務が完了したものに、①二に関しては工事監理業務が完了したものに限る。)において、次の実績を有する者を配置すること。
①　設計業務の管理技術者（以下「管理技術者（設計)」という。)として配置する者は次の一の実績を、工事監理業務の管理技術者（以下「管理技術者（監理)」という。)については次の二の実績を有すること。なお、両者は同一の者であってもよい。
一　管理技術者（設計）については、300床以上の病院の新築の実施設計について管理技術者は主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。)を１件以上有する者。
二　管理技術者（監理）については、200床以上の病院の新築の工事監理について管理技術者又は担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。)を１件以上有する者。
②　設計業務の主任担当技術者［建築意匠、建築構造、電気、機械](以下「主任担当技術者」という。)として配置する者は次の実績を有すること。
・200床以上の病院の新築の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（現在所属する企業における実績かつ、同業種の実績に限る。)を１件以上有する者。
⑵　次の①から⑧の条件を満たしている単体企業であること。
①　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間等を適用する。
一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由なく契約を締結しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
七　前各号に類する行為を行った者
③　②に該当する者を入札代理人として使用しない者
④　厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、近畿ブロックの競争参加資格を有する者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。)
⑤　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（④の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑥　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　配置予定の技術者の資格
⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　過去の業務実績、手持ち業務の状況、受賞歴
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、テーマに対する技術提案
5　手続等
⑴　担当部署　〒540―0006 大阪府大阪市中央区法円坂２－１－14　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター企画課長　木村　一夫
電話06―6942―1331　内線2324　ＦＡＸ 06―6943―6467
⑵　説明書の交付期間及び場所
①　交付期間　平成25年12月27日から平成26年１月20日まで。(土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。)
②　交付場所　⑴担当部署に同じ。
⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　平成25年12月27日から平成26年１月20日まで。(土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。)
②　提出場所　⑴担当部署に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
⑷　技術提案書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　平成26年１月24日から平成26年３月５日まで。(土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。)
②　提出場所　⑴担当部署に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑸　2⑴④に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていないものも5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Official in of disbursement of the procuring entity : Hideo Kusuoka, Director, National Hospital Organization Osaka National Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Architectural design (basic design and final design) and Contract administration for Director, National hospital Organization Osaka National Hospital
⑷　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. January 20, 2014
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. March 5, 2014
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Kazuo Kimura, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Osaka National Hospital, 2―1―14 Hoenzaka Chuo-ku Osaka-shi Osaka-fu 540―0006, Japan. TEL 06―6942―1331 ext. 2324 FAX 06―6943―6467